

令和4年第5回
教育委員会臨時会
会議録

令和4年11月8日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年第5回教育委員会臨時会	
開 催 日 時	令和4年11月8日（火） 開会時刻午前10時04分 閉会時刻午前10時37分	
開 催 場 所	朝霞市役所 第1委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 0人	

令和4年第5回

教育委員会臨時会

令和4年11月8日(火)
午前10時04分から
午前10時37分まで
朝霞市役所 第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 市長からの意見聴取
- 4 議 案 の 審 議
- 5 そ の 他
- 6 閉 会 宣 言

出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

説明のための出席者

学校教育部長	野口邦彦
生涯学習部長	神頭勇
学校教育部次長兼教育総務課長	奥山雄三郎
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	菊島隆一
教育管理課長	小石川知治
教育指導課長	松本欣巳
学校給食課長	長谷修
文化財課長	赤澤由美子

中 央 公 民 館 長
函 書 館 長

中 村 浩 信
鈴 木 恵 一

事務局

教 育 総 務 課 長 補 佐
教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 長

大 塚 亜 矢 子
古 瀬 聖 将

(会議資料)

◎ 市長からの意見聴取

議案第59号 令和4年度（2022年度）朝霞市一般会計補正予算（第5号）＜教育委員会関係分＞について

議案第60号 朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

議案第61号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第64号 工事請負契約の締結について（朝霞第二中学校体育館等空調設備整備工事）

◎ 提出議案

議案第65号 朝霞第九小学校校舎増築工事基本設計について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから、令和4年第5回朝霞市教育委員会臨時会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木教育長職務代理者をお願いしたいと存じます。

◎3 市長からの意見聴取

○二見教育長

次に、本日の議事でございますが、市長からの意見聴取が6件、提出議案が1件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当する者はありませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

議案第59号から第64号までの「市長からの意見聴取」につきましては、市議会提出前の検討中の内容であることから、また、議案第65号「朝霞第九小学校校舎増築工事基本設計について」も検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。

非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針第6条第1項により、会議を非公開とすることができることになっております。

したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、議事を非公開とすることを御提案申し上げます。

また、議案第59号から第64号につきましては、市長から市議会に議案が提出されたとき、議案第65号につきましては、全員協議会へ報告後、それぞれ公開できる時期になりましたら、資料及び会議録を公開することとしてよろしいか、併せて伺います。

なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより、採決いたします。

議案第59号から第65号につきましては、議事を非公開とすること、また、議案第59号から第65号につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第59号から第65号につきましては、議事を非公開とし、資料及び会議録は所定の時期に公開することに決めます。

◎5 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

事務局又は委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、これでその他を終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

(暫時休憩)

◎3 市長からの意見聴取 議案第59号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算(第5号)〈教育委員会関係分〉について

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、市長からの意見聴取に入ります。

「議案第59号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算(第5号)〈教育委員会関係分〉について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第59号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を

求められたものでございます。

今回の補正予算の主なものについて、1ページ、歳出でございますが、「職員人件費」につきましては、職員等の給与改定及び人事異動等に伴う補正額を計上しております。

人件費の補正以外のうち、学校教育部関連では、1ページ中段、第1項・教育総務費、第3目・教育指導費のうち、「教育指導支援事業」につきましては、令和5年3月から1か月間、会計年度任用職員を雇用するため、報酬等を計上しております。

第4目・教育管理費のうち、「第五中学校活性化対策事業」につきましては、会計年度任用職員の令和4年6月採用に伴う減額及び埼玉県公立学校職員共済組合負担金の掛金及び負担金率の変更に伴う増額のため、給料等を計上しております。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費のうち、2ページ上段の「小学校運営事業」につきましては、故障した予備のタブレット端末の修繕料として、需用費を計上しております。

「小学校施設管理事業」につきましては、水道料の値上げや、電気料及びガス使用料の高騰による予算不足を補うため、光熱水費として需用費を計上しております。

「小学校少人数学級整備事業」につきましては、少人数学級実施に伴い、令和5年度に学級数が増える学校の校用器具購入費として、備品購入費を計上しております。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費のうち、「中学校運営事業」及び「中学校施設管理事業」につきましては、小学校の運営事業及び施設管理事業と同様の理由により、それぞれ需用費を計上しております。

第4項・学校保健費、第2目・学校給食費のうち、「学校給食運営事業」につきましては、物価高騰に伴う給食食材の値上がりによる、給食の量や質等の維持及び給食費の値上げを防ぐため、給食賄材料費として需用費を計上しております。

「給食センター管理事業」につきましては、電気料及びガス使用料の高騰による予算不足を補うため、光熱水費として需用費を計上しております。

学校教育部関連は、以上でございます。

○二見教育長

続いて、生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

続きまして、人件費の補正以外のうち、生涯学習部関連について御説明いたします。

3ページ、第5項・社会教育費、第3目・文化財保護費のうち、「指定文化財等保護管理事業」につきましては、柵塚古墳歴史広場でのナラ枯れ被害の拡大を事前に防除するため、対象樹木へ防除薬剤の樹幹注入を行い、史跡の適切な管理を図ることから、委託料を計上しております。

第5目・公民館費のうち、各公民館の管理事業につきましては、電気料やガス使用料の高騰により、それぞれの公民館において見込まれる予算不足を補うため、光熱水費として需用費を計上しております。

4 ページ中段、第6目・図書館費のうち、「管理事業」につきましても、電気料及びガス使用料の高騰による予算不足を補うため、光熱水費として需用費を計上しております。

「北朝霞分館運営事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による出勤シフトの変更等が生じたことなどにより、会計年度任用職員報酬の不足が見込まれることから、報酬を計上しております。

5 ページ、第6項・社会体育費、第1目・スポーツ振興費から第5目・公園体育施設費までの「管理運営事業」につきましては、光熱水費の高騰により指定管理料等の増額が見込まれることから、委託料を計上しております。

最後に、繰越明許費の補正について記載しております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

議案第59号についての説明が終了いたしました。

本議案についての質疑をお受けいたします。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

先ほど、学校給食運営事業の需用費について御説明をいただきました。

給食賄材料のため、補正額を3,483万1,000円の補正額が出ておりますが、これについての詳細を教えてくださいたいと、現在、小麦や油や牛乳なども値上がりしている状況で、来年度についても心配されるところですが、今現在分かっている状況でお答えいただければと思います。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

ただいまの御質問にお答えします。

今回の補正額であります、3,480万1,000円につきましては、純粹に物資の食材の高騰によるもので、1学期を使ってきたのですけれども、やはり物価高騰をひしひしと感じているところで、今回下半期につきましても物価の高騰がありましたので、1年間には持たない見込みとなりますので、1食当たり15円から20円ぐらいの増額を見込みまして、この金額で増額補正をさせていただいております。

財源につきましては、国の臨時交付金を活用させていただいて、充てる予定で、それによって保護者の給食費の負担につきましては、負担軽減を図ろうと思っております。

来年度以降は、国の臨時交付金の見込みが立たないものですから、給食費の見直しを早々に検討しなければいけない段階に入っていると感じているところでございます。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

それでは、質疑がなければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第59号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第60号 朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

○二見教育長

次に、「議案第60号 朝霞市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第60号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、国家公務員の定年引上げに伴う地方公務員法の改正等を踏まえ、職員の定年について、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引上げを行うとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60歳到達後の翌年度以降の給料月額に関する規定などを整備するため、朝霞市職員の定年等に関する条例等について所要の改正を行うものでございます。

なお、これらの改正のうち、令和5年度に60歳に到達する職員に対して行う情報提供及び意思確認を行うための規定につきましては公布の日から、それ以外につきましては、令和5年4月1日

から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○二見教育長

ただいま、議案第60号の提案理由の説明が終了いたしました。

それでは、本議案について質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

質疑なければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第60号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第60号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第61号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○二見教育長

次に、「議案第61号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第61号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、朝霞市職員の給与に関する条例において勤勉手当の引上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、令和4年12月期の支給月数を0.1か月分引き上げ、令和5年度以降につきましては、6月期と12月期の支給月数を改めるものでございます。

なお、これらの改正のうち、令和4年12月期の期末手当の支給月数につきましては公布の日から、令和5年度以降の期末手当の期別の支給月数につきましては令和5年4月1日から施行したい

と考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○二見教育長

議案第61号に関する提案理由の説明は終了いたしました。

それでは、本議案について質疑をお願いいたします。

質疑なければ、質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第61号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第62号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○二見教育長

次に、「議案第62号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第62号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、令和4年8月8日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で0.27パーセント、金額で859円引き上げるとともに、令和4年12月期の勤勉手当の支給月数を0.1か月分引き上げ、令和5年度以降の勤勉手当の6月期と12月期の支給月数を改めるものでございます。

なお、これらの改正のうち、給料及び令和4年12月期の勤勉手当の支給月数につきましては公布の日から、令和5年度以降の勤勉手当の期別の支給月数につきましては令和5年4月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

議案第62号に関する提案理由の説明が終了いたしました。

質疑をお受けいたします。

質疑なければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第62号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第62号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第63号 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例

○二見教育長

次に、「議案第63号 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第63号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

内容につきましては、令和3年5月19日に、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法が令和5年4月1日から地方公共団体へ直接適用されることに伴い、朝霞市個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に必要な事項について規定するため、新たに制定するものでございます。

また、附則において関連条例の整備も併せて行うものでございます。

なお、本条例につきましては、令和5年4月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑なければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第63号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第63号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第64号 工事請負契約の締結について（朝霞第二中学校体育館等空調設備整備工事）

○二見教育長

次に、「議案第64号 工事請負契約の締結について（朝霞第二中学校体育館等空調設備整備工事）」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第64号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

工事の概要につきましては、体育館及び柔剣道場の空調設備を整備し、非常用発電機を設置するものでございます。

入札の経過につきましては、令和4年10月26日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、3者が応札し、その結果、協和工業株式会社が、税抜き1億6,120万円で落札いたしました。

つきましては、協和工業株式会社と請負契約を締結いたしたく、提案した次第でございます。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

ただいま、議案第64号の提案理由についての説明が終了いたしました。

本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第64号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって議案第64号については、同意することといたします。

◎4 議案の審議 議案第65号 朝霞第九小学校校舎増築工事基本設計について

○二見教育長

次に、「議案第65号 朝霞第九小学校校舎増築工事基本設計について」を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○説明員・野口学校教育部長

議案第65号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞第九小学校校舎増築工事基本設計（案）ができましたことから提案したものでございます。

本日、教育委員会で議決していただきましたら、明後日、11月10日の定例庁議にて朝霞市として決定をしていただく予定となっております。

その後、全員協議会等で説明を行ったのち、実施設計に着手してまいります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、図面等の詳細につきましては、引き続き説明を申し上げます。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

それでは、引き続き第九小学校校舎増築工事の基本設計につきまして、御説明いたします。

本日の資料につきましては、「資料1 基本設計（案）」、「資料2 基本設計図書」の2点となります。

それでは、「資料1 基本設計（案）」の1ページを御覧ください。

「1 建設概要」につきましては、少人数学級への対応から令和7年度に普通教室の不足が見込まれる第九小学校に新たに校舎を増築し、普通教室6室、多目的室1室を整備するものです。

次に、「2 建物概要」ですが、「資料2 基本設計図書」の3ページ、計画配置図も併せて御覧ください。増築校舎の建設場所につきましては、敷地の東側、屋内運動場（体育館）前としております。

建物の構造につきましては、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、建築面積は、565.28平方メートル、延床面積は1,083.18平方メートル、建物の高さは11.95メートルとし、既存校舎とは1階、2階を渡り廊下で結ぶ構造としております。

今回の増築校舎は、2階建てのため、エレベーターの設置を予定しておりませんので、既存校舎の中央部分にエレベーター棟を新たに設置し、施設全体のバリアフリーを確保することとしてお

ります。

続いて、「3 施設の概要」ですが、「資料2 基本設計図書」の4ページ、1階平面図も併せて御覧ください。

1階部分ですが、増築校舎の校庭側に児童昇降口を設け、普通教室を2室、多目的室を1室、児童用トイレ・車椅子対応トイレ、手洗い場、倉庫を配置します。併せて、既存校舎と屋内運動場（体育館）に移動するための渡り廊下をそれぞれ設置します。

また、既存校舎との接続部分には、給食の配膳室及び休憩室を新たに設けるとともに、既存校舎の西側、下の部分になりますが、11人乗りのエレベーターを増設し、バリアフリーへの対応を図ります。

次に、「資料2 基本設計図書」の5ページ、2階平面図を御覧ください。

2階につきましては、普通教室を4室、児童用トイレ・車椅子対応トイレ、手洗い場、渡り廊下を配置いたします。また、既存校舎との接続部分には、配膳室及び倉庫を設けます。

なお、普通教室の面積は、既存校舎の60平方メートルから68平方メートルに広げ、廊下との間仕切りは可動式とし、様々な授業スタイルに対応できる仕様としております。

多目的室につきましては、学年集会や複数のクラスでの授業など、フレキシブルに子供たちが集まれるスペースとしての活用を予定しています。

次に、「資料2 基本設計図書」の6ページの屋根伏図、こちらは増築校舎の屋上になりますが、地球環境への配慮として太陽光発電設備を設置し、校舎内で使用する電気量のうち、エアコンを除き、教室内の照明やコンセントの6割程度を賄い、エネルギー消費の抑制に努めます。

このほか、関連工事として、既存校舎の給食配膳用エレベーターの改修、既存校舎を含むバリアフリー対応工事、車椅子利用者用駐車場の整備、校庭に設置した遊具類等の撤去・新設などを行います。

続きまして、資料1の「4 今後の主なスケジュール（予定）」ですが、設計業務を令和5年6月までに完了させます。その後、建設工事の入札を令和5年7月に行い、9月議会に工事請負契約締結に係る議案を提出した上で令和5年10月から工事に着手し、令和7年3月から増築校舎の供用開始を予定しております。

次に、事業予算につきましては、設計委託料が4,950万円、増築校舎の工事費は、現時点での概算ですが10億8,405万円、工事監理委託料が2,150万円を見込んでおります。

今回の事業予算の財源としまして、国庫補助金及び地方債の申請も併せて行います。

なお、資料に記載しております学校施設環境改善交付金、こちらは既存校舎のエレベーターに対するの交付金になるのですが、先日、埼玉県から校舎全体として、学校施設整備費負担金に一本化

して申請するような連絡がございましたので、今回は環境改善交付金につきましては申請を見送ることとしております。

最後になりますが、増築校舎の完成イメージとしまして、「資料2 基本設計図書」の7ページ、8ページに建物の立面図及び外観パースの資料を添付しております。

説明は、以上になります。

○二見教育長

ただいま、議案第65号の提案理由についての説明が終了いたしました。

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

平木職務代理者。

○平木教育長職務代理者

資料の4ページ、5ページに1階と2階の平面図がございますが、今回、多目的トイレを各階に作っていただいているのですが、こちらの図面を見ますと、男子トイレ、女子トイレ、そして奥に多目的トイレがありまして、入口が1か所になっているので、図面上だと、その入口が少し狭いように感じてしまうのですが、多目的トイレということで車椅子も通り、なおかつ女子・男子トイレもということですので、この辺、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

こちらのトイレの設計につきましては、今回どうしても増築校舎の建築面積が、ある程度制限されていますので、それぞれの男子トイレであれば小便器、女子トイレであれば洋式トイレの個数を確保することを最優先にして設計をしておりますので、御指摘のとおり、入口部分が狭い印象というのは、確かにあるのかなと考えております。今後、実施設計に移っていきますので、その中で御指摘いただいた点を設計会社の方にもお伝えしながら、工夫できるかどうか検討してまいりたいと考えています。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

ほかに質疑がければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第65号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎6 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これもちまして、令和4年第5回朝霞市教育委員会臨時会を終わります。

本日は、お疲れ様でございました。